

令和 6 年 8 月

臨時総会（第 2 部）議事録

松本市農業委員会

1 日 時 令和6年8月9日（金）午後1時30分から午後3時10分

2 場 所 大会議室（松本市役所 本庁舎3階）

3 出席委員

(1) 農業委員 26人

1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
3 番	柳澤 一向	4 番	武井 茂善
5 番	中川 敦	6 番	久保 節夫
7 番	松田 和久	8 番	河西 穂高
9 番	丸山 茂実	10 番	矢嶋 壽司
11 番	御子柴清市	12 番	塩原 秀俊
13 番	田中 悦郎	14 番	細江 弘光
15 番	塩原 俊昭	16 番	松尾 英志
17 番	濱 博	18 番	齋藤 勝幸
19 番	奥原 邦義	20 番	倉科 孝明
21 番	塩原 至	22 番	古畑 英俊
23 番	二村 喜子	24 番	上條信太郎
25 番	山田 久子	26 番	村山さえ子

(2) 推進委員 18人

推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
推3 番	梶原 知子	推4 番	古家 豊和
推5 番	百瀬 文仁	推6 番	赤羽 武史
推7 番	上杉 壽和	推8 番	石川 克彦
推9 番	横山 竜大	推10 番	手塚 稔幸
推11 番	中野 浩史	推12 番	横山 泰治
推13 番	清水 麻未	推14 番	原口 知明
推15 番	平林 章司	推16 番	丸山 貴久
推17 番	太田 稔	推18 番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 なし

(2) 推進委員 なし

5 議 事

(1) 協議事項

- ア 農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割と担当区域について
- イ ブロック長及び副ブロック長の選出について
- ウ 一般社団法人長野県農業会議会員の選出について
- エ 農業委員会からの委員等の選任について

(2) 報告事項

- ア 令和6年度松本市農業委員会業務計画について
- イ 令和6年度農業委員会の行事予定について
- ウ 農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制について

6 その他

- (1) 公務災害補償制度への加入について
- (2) 弔慰見舞金の積立について

7	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
		//	局長補佐	上條 仁
		//	局長補佐	小笠原晃子
		//	担当係長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 事	田中 瑞恵

8 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項の準用により成立

9 会長あいさつ 田中会長

10 委員紹介 農業委員及び推進委員がそれぞれ自己紹介

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 1番 百瀬 泰紀 委員
2番 小林 節夫 委員
〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って議事を進行してまいります。
まず、協議事項ア、農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割と担当区域について、事務局から説明を求めます。
草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。よろしくお願いいたします。
着座にて説明いたします。
総会資料1ページをご覧ください。
農業委員と推進委員の役割と担当区域についてです。
1の趣旨ですが、農業委員会の新体制発足に伴い、農地法等に基づく農地の権利移動、転用審査、遊休農地に関する措置、行政機関への意見書提出など、農業委員会業務を行う基礎として、農業委員及び農地利用最適化推

進委員の役割と担当区域の考え方について確認し、業務体制を整えるものです。

2 番の本委員会の考え方

農業委員と推進委員の役割です。

アの議決権を有する農業委員のうち地区から選出された農業委員は、毎月の定例総会に際し、あらかじめ居住地区の推進委員と議案等の内容を確認したり意見の調整をして、地区の代表として総会に出席をしていただきます。

イの推進委員は議決権はありませんが、定例総会に上程される案件について、あらかじめ地区の農業委員と意見調整を行い、必要に応じて総会に出席して意見を述べていただきます。

ウの農業委員のうち団体から推薦された農業委員または非農家である中立委員は、所属組織または広域的な視点もしくは非農家の立場から農業委員会業務に関わっていただき、農地利用最適化に向けた活動を補完していただきます。

エの農地パトロールなどの現場活動においては、農業委員と推進委員で活動には差は設けず、地区内で担当する区域を決めて、業務に当たっていただきます。

(2) 現場活動における各委員の担当区域についてです。

アですが、地区から推薦された農業委員と推進委員は、地区の町会の単位など、各委員が担当する区域を明らかにして業務に当たっていただきます。

イですが、農業団体から推薦された農業委員及び中立委員は、現場活動が多い地区への応援など、全市的な調整活動を主体に、必要に応じて居住地区の現場活動も担っていただきます。

現場活動とは、農地最適化活動、農地の権利移動、農地転用の現地確認などとなります。最適化活動については、今後研修会等で説明をさせていただきます。

2 ページをご覧ください。

今申し上げた内容の関係図となっていますので、またご覧いただきたいと思います。

3 ページですが、担当区域の考え方ということで表になっております。

本市においては、農業委員、推進委員ともに地区からの推薦により選出されていますので、居住されている地区を担当していただきたいと思います。

1 ページに戻っていただきます。

3 の担当区域表の作成についてです。

これまでの説明を踏まえ、地区における各委員の担当区域表の作成をお願いします。

4 ページのこれと同じものを本日、地区の推薦の農業委員さんの机の上に担当区域設定報告書を配付させていただきますので、ご提出をお願いいたします。それぞれの同じ地区の推進委員さんと話し合ってください、担当区域を記載して提出をお願いします。

担当区域の考え方ですが、農業委員、推進委員ともに担当区域を一体的に

やるでも構いませんし、町会単位で分けて担当するということでも構いません。各地域の実情に合わせて検討していただき、今月末の定例総会のごときにご提出をお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
 ただいまから質疑を行います。
 発言のある委員は挙手をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
 全ての委員の方にお伺いします。本件についてご承認いただける委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は承認されました。
 地区推薦委員の農業委員は、地区内の担当区域について決めていただき、8月29の定例総会までに報告書を提出していただくようお願いいたします。
 続きまして、協議事項のイ、ブロック長及び副ブロック長の選出について協議いたします。
 まず、事務局から説明をお願いいたします。
 草田係長。

草田係長 5ページをお願いします。
 1番の要旨です。松本市農業委員会ブロック設置要綱に基づき、ブロック長と副ブロック長を選出していただきます。
 まず、松本市農業委員会の組織についてご説明します。
 7ページをご覧ください。
 松本市農業委員会組織図になります。
 松本市農業委員会は、農業委員26人、推進委員18人で構成されています。毎月月末の定例総会で議案の審議等を行い、担当区域の活動として農地調査や最適化活動を行います。
 農業委員は、農業振興委員会と情報・研修委員会のどちらかに所属をいただいています。農業振興委員会では、農業課題に関する意見書の内容を検討、作成をしています。情報・研修委員会では、広報、農業委員会だよりの作成、農業活性化シンポジウムの開催などを行っています。
 農業委員会組織は、広域的なものになるため、市内を4つのブロックに分けています。その設置要綱については、8ページ、9ページになりますの

で、こちらをご覧ください。

第2条になります。ブロックの構成と所属地区のことが記載されています。こちらにつきましては、市内の位置関係と農地面積を加味して4つに分けてございます。

第3条にブロックへの所属ということで、ブロックは農業委員と推進委員で構成し、各委員は居住地区のブロックに所属すると記載されています。団体推薦の委員の方、中立委員の方につきましては、居住している地区のブロックに所属していただくことになります。

第4条にブロック長と副ブロック長について記載されています。

2項に、ブロック長は農業振興委員会に所属する委員から、副ブロック長は推進委員からそれぞれ選出し、総会の承認を得るものとなっております。

ブロック活動につきましては、各ブロックが何か目的を設けて、主体的に取り組んでいただきたいと思います。

第6条の(1)から(10)までを参考にしていただければと思います。現在の活動につきましては、その年度ごとにブロックごと計画し、活動をしていただいておりますが、後ほど説明をさせていただきます。

ブロックの基本的な説明は以上になります。

6ページをご覧ください。

ブロックごとの名簿になります。ブロックごと集まっていただき、ブロック長と副ブロック長を決めていただきたいと思います。

会場をご説明します。北東部ブロックにつきましては農業委員会室、南部ブロックにつきましては第2応接室、河西部ブロックにつきましては、こちらの大会議室の北側、西部ブロックにつきましては、この大会議室の南側でブロック長と副ブロック長を決めていただきたいと思います。

進捗管理には、担当職員が同席します。北東部ブロックには私が同席します。南部ブロックには小笠原補佐、河西部ブロックに藤井主任、西部ブロックに田中主事が同席しますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局からブロック体制とその活動、ブロック長及び副ブロック長の選出に関わる説明がありましたが、これに対しまして質疑を行います。発言ある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、それでは本件の進め方について承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成と認めます。

それでは、これよりそれぞれの会場に分かれてブロック長と副ブロック長の選出について相談していただきます。

打合せの助言と進捗管理のため、北東部ブロックは草田係長、南部ブロックには上條補佐、河西部ブロックには藤井主任、西部ブロックには田中主事がつきますので、分からない点などを相談していただきたいと思います。

今から15分ほど、2時15分を目安に協議を終わらせて、所定の議席にお戻りください。

また、各ブロックを担当する職員の方は、協議結果を事務局長に報告してください。

それでは、ブロック長と副ブロック長を選出するため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

議事を再開いたします。

それでは、事務局長からブロック長と副ブロック長に選出された皆様を発表していただきますので、総会資料5ページにご記入ください。

小岩井局長

それでは、ブロック長と副ブロック長をご紹介します。

大変恐縮ですが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立お願いいたします。

北東部、ブロック長、入山辺地区の武井農業委員。

武井農業委員

よろしくお願いします。

小岩井局長

副ブロック長は四賀地区の梶原推進委員。

梶原推進委員

よろしくお願いいたします。

小岩井局長

続いて、南部ブロック長、内田地区、丸山農業委員。

丸山農業委員

よろしくお願いします。

小岩井局長

副ブロック長、寿地区、赤羽推進委員。

赤羽推進委員

よろしくお願いします。

小岩井局長

河西部、ブロック長、和田地区の塩原農業委員。

塩原（俊）農業委員 塩原です。よろしくお願いいたします。

小岩井局長 副ブロック長、新村地区、手塚推進委員。

手塚推進委員 よろしく願いいたします。

小岩井局長 西部ブロック長、波田地区の塩原農業委員。

塩原（至）農業委員 よろしく願いします。

小岩井局長 副ブロック長、梓川地区、原口推進委員。

原口推進委員 よろしく願いします。

小岩井局長 以上です。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、今、お名前の方、すみません、もう一度起立をお願いしたいと思います。
それでは、各ブロックから選出されましたブロック長、副ブロック長の皆様を拍手をもってご承認ください。

[拍 手]

議 長 ありがとうございます。
総会の承認が得られたことを認めます。
ブロック長、副ブロック長の皆様は、それぞれ活動が盛んになることを期待申し上げます。
続きまして、協議事項のウ、一般社団法人長野県農業会議会員の選出についてを協議をいたします。
事務局から説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 それでは、10ページをお願いします。
一般社団法人長野県農業会議会員の選出について。
まず、要旨ですが、長野県農業会議定款第6条第4項第1号の規定に基づき、同会議会員を選出するものです。
まず、長野県農業会議ですが、農業委員会の系統組織の県の段階の組織になります。本市では、市町村の単位で松本市農業委員会があります。県の単位で長野県農業会議があり、全国で全国農業会議所がございます。
11ページご覧ください。
第6条に農業会議構成員について記載があります。第2項に農業会議に普通会员を置くと記載があり、第4項2号に普通会员の資格を有する者は、長野県内の市町村に置かれる農業委員会の会長または当該農業委員会が指

名した委員とあります。

10ページご覧ください。

2の選出する会員の案ですが、松本市農業委員会として選出する会員案としまして、田中会長を会員としたいと思います。いかがでしょうか。

草田係長

説明は以上です。

議 長

ありがとうございます。

そういうことで、僕でもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長

ありがとうございます。（拍手）

全員賛成ということで、そのように決定いたしました。

及ばすながら努力したいと思います。

続きまして、協議事項エ、農業委員会からの委員等に選任についてを協議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

小笠原補佐。

小笠原局長補佐

農業委員会事務局の小笠原です。

着座にて失礼いたします。

資料の13ページをご覧ください。

農業委員会へ選出を依頼されている委員等の選任方法についてお願いいたします。

まず、松本市農業振興地域整備促進等協議会、それから次の松本市農業支援センターですが、農業委員会長が会長に、そして会長代理、農業振興委員長、情報・研修委員長が委員となります。根拠条例や委員等の構成については記載のとおりです。

次に、松本市農業再生協議会ですが、農業委員会長が副会長、会長代理、農業振興委員長、情報・研修委員長が委員となります。

松本市農林業まつり実行委員会は、農業委員会長が会長に、会長代理が監査役となります。

農林業功労者表彰審査会は、農業委員会長が会長に、会長代理が委員となります。

まつもと農村女性協議会ですが、農業委員会長、会長代理、女性農業委員が参与となります。

松本市有害鳥獣対策協議会ですが、農業振興委員長、情報・研修委員長が会員となります。

14ページへお願いします。

松本市農業者年金協議会ですが、こちらは農業委員会が協議会の事務局となっておりまして、全ての委員が総代、そのうち農業委員会長が会長、会

長代理と農業振興委員長が理事、情報・研修委員長が監事となります。こちらについては、９月３０日付で解散する予定で、現在、事務を進めているところです。

次の松本市都市計画審議会は、会長代理が委員となります。

松塩筑安曇農業委員会協議会は、農業委員会の役員４名、それからブロック長４名、団体推薦及び公募で委員となられた５名の方の中から１名を選出していただきまして、合計９名の方が代議員となります。

最後になりますが、長野県農業委員会女性協議会松本支部、こちらは女性農業委員と女性推進委員６名の方が会員となります。

説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、本件について皆様にお諮りいたします。

各組織への選出方針をこのように決定することについてご承認いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は承認されました。

なお、事務局説明のとおり、松塩筑安曇農業委員会協議会の代議員９名のうち、団体推薦委員及び公募委員の代表者１名については、後ほど話し合い、８月２９日の定例総会へ報告していただくようお願いいたします。

今決めたそうです。古畑委員さんが代表として就任するということで、異議のある方はいらっしゃいませんね。

[異議なし]

議 長

では、お願いします。

次に、報告事項に入ります。

初めに、令和６年度松本市農業委員会業務計画について、事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

令和６年度松本市農業委員会の業務計画になります。

15 ページをお願いします。

令和6年度の本委員会の業務計画につきましては、4月30日に行われた4月の総会で決定をされています。今回、4月の定例総会の資料を改めて報告させていただきます。

主要なところだけ報告、説明させていただきますので、お願いします。

まず、第1の基本方針です。

食料自給率の向上や食料安全保障への関心が高まっています。農業・農村では、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などの課題があり、農業委員会による農地利用最適化の推進は重要な役割となっています。

また、国は、令和7年3月までに人・農地プランに代わる地域計画の策定をするよう法定化しています。松本市農業委員会としては、市や関係機関と協力しながら、目標地図の素案作成や地域での話し合いへの参加など、地域計画の策定に向け、取り組んでいきます。

以上のことから、本年度重点推進事項を下の四角に囲んで記載してあります。

まず、地域計画策定に向けた取組ですが、農業委員会としては、目標地図の素案作成、地区の協議の場への参加が求められています。

目標地図の素案につきましては、人・農地プラン策定時に行った令和2年2月の意向調査のアンケート結果に基づいて作成をしています。

地図の内容としましては、人・農地プランの意向調査を基に、経営規模拡大、現状維持、経営規模縮小、経営廃止、アンケートに未回答などの耕作者の意向を色分けしたものになっています。この地図を基に、各地区で農政課と一緒に地域計画の説明会を行っているのが現状です。

現在、令和7年度に改めてアンケート調査を行う方向で準備を進めており、その結果を基に、また地図を更新していく予定となっています。

また、協議の場が開かれる際には、農業委員、推進委員の方も出席していただいて、積極的に話し合いに参加していただきたいと思います。

次に、農業委員会のデジタル化についてです。

本委員会では、委員1人ずつタブレットを貸与しています。新しい委員の方には、前任者が利用していたタブレットを現在、調整中ですので、調整でき次第、お渡しする予定です。

最適化活動の活動結果をタブレットに入力していただいたり、遊休農地の調査を行う利用状況調査の結果をタブレットに入力していただいたりしています。

次に、委員改選への対応と地法等の法令業務の公正執行についてですが、今後研修会等を行い、新体制として滞りなく業務が行えるよう進めていきます。

16 ページをご覧ください。

業務の展開になります。

(1) 各種会議の開催、(2) 専門委員会の活動については、先ほどご説明した内容となっています。

(3) 系統組織との連携、協力、(4) 農業関連団体との連携、協力につ

いては、またご確認いただきたいと思います。

(5) 研修機会の提供ですが、委員就任の研修として、8月、9月、10月の定例総会の前に各種研修を予定しています。また行事の予定の項目でご案内しますので、お願いします。

(6) ブロック活動の推進です。

6年度のブロック活動の予定を記載してあります。南部ブロックでは、ヘーゼルナッツの栽培圃場の視察と見学、河西部ブロックでは、松本波田道路建設に伴う残地問題の対応を予定しています。

令和5年度の実績としましては、北東部ブロックでは、リモコン草刈り機の実演学習会、西部ブロックでは、遊休農地を活用したトウモロコシ、奈川小学校の児童と一緒にトウモロコシの栽培体験の実施、南部ブロックでは、除草剤メーカーによる散布時期や散布時の濃度等についての研修、北東部ブロックと西部ブロックについては、次期体制で検討となっています。

また、ブロック長は令和6年度の予定事業を検討し、活動計画書の提出をお願いします。

18ページお願いします。

個別業務の実施。

(1) 法令業務の適正な執行。

毎月の総会において農地法の議案審査があります。適正な執行となるようご審議をお願いします。

(2) 農地等の利用の最適化の推進。

先ほど少し触れましたが、最適化活動の内容について記載しています。農地利用の最適化の推進の内容としては、イにあります担い手への農地の集積・集約化に向けた取組、ウにあります新規参入の促進に向けた取組、エにあります遊休農地の発生防止・解消に向けた取組の3つです。

イの担い手への農地の集積・集約化に向けた取組、こちらの内容は、担い手への農地の集積・集約化に向けて、現場活動や地域の話合いに参加して、農地の出し手と受け手の意向を把握することです。実際会議への参加でなくても、圃場での声かけや世間話から経営の意向や後継者の状況などを把握した場合も、この活動に該当します。

ウの新規参入の促進に向けた取組ですが、新規参入を希望する個人や企業に対して、地域の農地に関する情報を提供したり、相談に応じるなどの活動が該当します。

エの遊休農地の発生防止・解消に向けた取組ですが、遊休農地などの状況把握のため、農地の見守り、現地確認などの活動が該当します。

(イ) にあります利用状況調査ですが、今年度は委員改選の年であるため、既に実施済みになっています。

ここで少し業務計画からそれますが、最適化の活動記録について説明をさせていただきます。

先ほどの3つの活動をした際に、活動記録として記録をつけていただきます。例えば、農地の見守り、現地確認をした際に、農家の方の経営意向を把握した際、新規参入者から相談に乗った際、このようなときには活動記

録簿に記録をつけていただくということです。

新任の委員さんには本日、こういった活動記録簿、活動距離記録簿とカラー刷りで印刷した農業委員会活動記録簿というものをお配りしています。その記入例をご覧ください。

活動記録簿は、1枚で1日分の活動を記録していただきます。中段にあります、中段の左側ですね。農地の集積・集約活動の意向把握、話し合いへの参加、下段にあります遊休農地の解消の活動の現地確認、利用状況調査、裏面にあります新規参入促進の相談対応など、該当する項目に丸をするような様式になっています。

現在、松本市農業委員会では、活動記録につきましては、この紙の様式ではなくて、タブレットに入力をしていただいています。新任委員の皆様のタブレットは、現在、8月29日の定例総会の際にお配りできるように準備を進めているところです。タブレットがお手元に届いて、入力ができるようになるまでの間、8月から9月の活動記録については、新任委員の皆様には本日お配りした用紙に活動の記録をしていただき、提出をお願いします。足りなくなった場合には、事務局にご連絡いただければ、用紙をお送りいたします。また、8月の定例総会時にも窓口で用紙を準備をしておきますので、お願いします。

農業委員会に関する業務やタブレットの操作方法につきましては、今後研修を行う予定です。それまでの間、本日お配りしていますが、袋の中に入っていますが、こちらの農業委員会活動記録セット、こちらの5ページから8ページに詳しい解説が記載されています。こちらを参考にいただいたり、同じ地区の委員さんに聞いていただいたり、事務局に問合せしていただいたりして、最適化活動の記録をお願いいたします。

最適化活動の記録については以上になります。

引き続き、業務計画のほうに戻ります。お願いします。

19ページです。

農政活動の推進、農業振興活動の推進については、またご覧いただければと思います。

(5) 農業者年金加入推進については、農業者年金の加入推進活動は農業委員会の法定業務に位置づけられています。農業者にとってメリットが多い制度になっていますので、知らなかったというような農業者がないよう、周知をしていただきたいと思います。

(6) 情報活動の推進ですが、農業委員会だよりや農地の売買、貸借希望情報などをホームページで公開しています。

4月に決定された本年度の業務計画について紹介をさせていただきました。以上になります。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してまして質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

地域計画の件なんです、午前中もちょっと議題に上った経過があります

けれども、9月の定例総会の際に、基本的には主たる動くのは農政課なんです。我々最適化推進委員、農業委員も傍観ではありません。主体にサポートといいますか、農家に寄り添った形の中で、話し合い等に積極的に参加していかなくてはなりませんので、21地区21通りのその内容あります。その辺について、農政課が来て、現状とこれからどうするかということで、皆さんにお話ししたり、意見交換する場を設けたいと思いますので、その辺でまたそり合わせをしていただきたいと思いますし、いろいろ記帳の仕方とか、いろいろそれぞれ係長のほうから説明がありました。現実にはやってみないと分からないことなので、ぜひ事務局のほうへ気軽に電話していただいて、そごのないような形をぜひ取っていただきたいと思います。

小林委員。

小林農業委員

すみません、小林ですが、質問するその前によく分からないんですが、そんな中で、地域計画の素案というのが、今後、町の都合ですね、そういうのは、今後の会議の中で、農協とか、地域づくりセンターとか、そういうところが一緒になってやっていくのは、今年度の3月までに農業委員会としても話し合って、8年とか10年先の素案というのをつくるんで、出てくると思うんだけれども、それで今後の各総会の際に農地法の3条、4条、5条というのが出てきて、そういうのを審議するというように農業委員会の委員の仕事として聞いてはいるんですけれども、そういう中で、前は3反歩、自分の持っている土地と購入するときだね。3反歩って、こう縛りがあったんだけれども、定かじゃないけれども、周りの人にちょこちょこ聞くと、岡田地区だと思うんだけれども、ほかの地区も多分該当するとは思いますが、ちょっとそこら辺分からないんですが、そういう3反歩とか、5反歩とか、そういう農業をやる縛りというのがなくなったというように聞いたんだけれども、そういう背景には、どうしてそういうのをなくしちゃったのか。遊休荒廃地も増えちゃって、作り手がないから、やる人に細分化してやっていくという意味なのか、あるいは建設会社でも農地を買って農業に参入するところもあるけれども、どんどん農地に使わないで、農業委員は監視はしているんだけれども、どんどん産廃とか資材置場だとか、農地転用しないで、農地を手に入れて使っていったら方向性もあると思うんだよね。だで、そういうのはやっぱり農業衰退の一助として歯止めはしていかなきゃいけないのに、どんどん農地が少なくなっちゃうような、いわゆる政策だよね。その辺のところ、分かったら教えていただきたいんですけれども。

議長

また細かい内容というか、またそれぞれ未経験の方は、また次回の8月の定例総会の前段にも皆さんに説明します。

今の小林委員の主な点は4つ。

まず、面積の下限面積の3反歩要件、4反歩要件、5反歩要件というのは、今年の春の法改正でなくなりまして、どなたでも農地を買えるようになり

ました。

それと、もう一つ、先ほど言った地域計画の関係は、この法律の改正によって、5年後、10年あとの目標地図を各地区でつくって、その素案は農業委員会で出せと。それで、その後の公告は農政課でやる。それで、あとそれ以降も、それを継続して、それをサポートしろというのが法律の立付けです。今、その辺の21地区の地区の内容については、先ほど申し上げたとおり、9月のときに今、例えば岡田は今こういうような状況で、これだけの営みをして、現実的なものでつくるかというのを個々のところでいくかどうか分かりませんが、農政課である程度アウトラインを示させていただきます。

それと、3条、4条、5条と法的な業務の関係なんですが、それも月末の定例総会の研修会でやりますが、基本的に農地法から関連する法令に基づく中での承認案件になってくると思いますので、それについては、また別個の形でまた皆さんにお示しします。

これにも、私の今把握する中での概要をお示したんですが、確かに率直に言って、素案を分らないきやいかんなど出てくると思います。トータルして、それぞれの立場立場でボトムアップしていきやいいんですが、分からないことがあったら、常に事務局とのコンタクトを取りながら、ぜひ生半可な対農家とか、農家に対するシグナルを間違ったシグナルをやってはいけませんので、それだけは念頭に置いていただいて、一度には全部理解するなんていうことは到底無理だと思いますので、確かにいろいろな要素が今おっしゃられた内容に入っておりますので、またその辺、またの機会といいますか、ぜひその辺はまた意欲的な中での消化していただいて、農家に流してもらくなり、現実的に即していけばいいと思います。

事務局のほうで僕の今、内容に誤りとかあったら。いいですか。

大体いいようですので、これですすぐご理解願うのはとても無理だと思いますし、それぞれ経験のある方もそれぞれ実績もありますし、ぜひまたそれぞれコンタクトを取りながら、法的業務も当然入ってまいりますので、くどいようですが、先ほど申し上げたとおりの営みをぜひお願いしていただきたいと思います。

小林委員、今日のところはそういうところでいいですか。

小林農業委員 はい、ありがとうございます。

議 長 では、そういうことで、今、ご理解願うところまでは、ぜひそんな形をお願いしたいと思います。

ほかに。

御子柴委員。

御子柴農業委員 すみません、御子柴です。

先ほど活動距離記録って頂いたんですが、これ、毎日回るんですか。それとも、適当に回ればいいんですかね。ちょっとよく分からないから。

議 長 係長。

草田係長 農家の皆さんは本業がお忙しいと思いますので、毎日回れるというのは難しいと思います。ただ、意識的に通ったときにどうだろうというのを見ていただくとか、例えば見たんだけど、いつやったって月末になると忘れてしまうので、毎月木曜日は回るようにしようって決めておくとか、そんな形で決めていただいて、農業委員会の活動目標日数としては、月10日ということにはなっております。ただ、各委員さんの事情があると思いますので、その辺、いろいろ考慮していただきながら、パトロールとか活動をしていただきたいと思っております。

以上です。

議 長 久保委員。

久保農業委員 直近の研修は今度の総会になっていますよね、新任の研修。

草田係長 はい。

久保農業委員 その前に回れなんて、そんな無理なことを言うんですか、事務局は。

草田係長 本日研修を行うというのもなかなか難しく、皆さんお忙しい中で月1回集まっていただくというのが実際だと思っています。ですので、月末に農業委員会としての業務の基礎研修、農地法の研修、あと農地法関連の制度についての研修を長野県農業会議の方に来ていただいて行っていただきます。

ただ、その月末まで、何もやらなくてもいいのかというと、なかなかそれとも言えませんので、推進委員さん、農業委員さん、それぞれ連絡を取り合っていて、分からないところは聞いていただきながら、活動したところについては記録をしていただいて、ご提出をお願いしたいというものです。お願いします。

議 長 そういってどうか、そういうことっていうのは、やはり我々、何か金目当てに活動するわけじゃないし、その地域によかれと思ってやっているもので、別に何キロで、今日は何かやったなんていうことは本来ならおかしいと思うだよ。

だが、外の組織なり人たちが見たときに、あらぬ疑いじゃないけれども、それじゃ何かやっぱり見える化をしようというようなことが前提にあるものですから、そういう趣旨の中で、基本的には細かい内容はまた後ほど、次の機会にまた皆さんにお知らせするけれども、ぜひその辺をメモなり何なりしておいてもらって、そごのないように、その辺の努力だけはぜひまた、分かったような分からないような話で申し訳ないけれども、また記帳

で提出するときには出してもらいたいということがこの趣旨ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

ほかに。

濱委員。

濱農業委員

事務局にお願いですけれども、今日は8月の上旬であって、8月の月末の定例総会に3条、4条、5条の現地確認の報告を依頼する通知が来ます。私が初めて農業委員になって、その月末の農業委員会で3条、4条、5条の意見を言うための通知と分厚い資料が届いたことがあって、その時に報告内容について心配だったものですから、事務局へ電話をかけて話す内容を相談した経過があります。担当地区の農業委員に、新任じゃなければ特に問題がないのですけれども、もし新任の方が初めて総会で議案について地区の意見を言わなければならなくなった場合は、どんな内容で意見をするのか簡単なレジュメでもつけて送っていただければ、ちょっと安心するかなと思います。

以上です。

藤井主任

議長

議長

藤井主任

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。

農地法3条、4条、5条の申請案件ですが、今まさに受付をしている最中です。15日が締切りになるものですから、新任の委員さんの担当地区であるかどうかというのは、今ははっきりと言えない状況です。

もし新任の委員さんの担当地区で申請がありましたら、総会の際にはどういったご発言をしていただくかとか、現地確認はこんなところを注意して見てきてくださいというような案内の文書をつけて議案と申請書類と一緒に送付をしたいと考えています。

議長

基本的には、農地法もそうだし、全体に法的な瑕疵はあってはいけないので、我々心しなきやいけないところだと思うけれども、その審査するにあたってのサポートを事務局も考えておりますので、ケースバイケースでやっていただきたいと思います。

確認ですが、3条は営農の規模拡大、4条は自分の土地の転用、5条は第三者が転用するもの。月末になりますので、頭の中に入れておいてください。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

そういったことで、またいろいろあると思いますが、本当に先ほどから申し上げたとおり、事務局とコンタクトを取りながらぜひお願いしたいと思います。

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いします。

続きまして、令和6年度農業委員会の行事予定について、事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

では、総会資料の22ページをお願いします。

農業委員会主要会議等の予定になっております。日程になっています。

9月もしくは10月頃ですが、ブロック別の会議・研修会を予定しています。こちらでタブレットだとかの操作の研修も予定していますので、お願いいたします。

11月21日、長野県農業委員会大会、今年、長野県農業会議が創立70周年ということで、長野市で開催されます。全県から委員が集まる会議になっていまして、バスで行く予定になっていますので、予定をお願いします。

また、農閑期になりますが、県外行政視察研修を予定しています。

23ページです。

令和6年度農業委員会定例総会等開催日程です。

8月29日、今月末の定例総会の前に新任委員研修会が予定しています。先ほど申し上げたとおり、農業委員会制度、農地法、農地法関連制度に関する研修で、長野県農業会議から講師を招いて研修を行う予定です。

また、その定例総会後に懇親会を予定していますので、ご参加をお願いします。

また、9月総会前には、タブレットの操作研修と農政課から地域計画についての研修をしていただく予定です。

10月の総会前には、農業者年金の研修と研修が続いていきます。お忙しいところ恐れ入りますが、予定をお願いします。

24ページお願いします。

8月21日、8月29日には、午前中に決まった新しい役員の方、会長、会長代理と各専門委員長になりますが、挨拶回りがあります。21日は松本ハイランド農協とあづみ農協、29日は松本市議会の議長の予定となっています。

8月22日、農地転用の現地確認を会長と会長代理の対応となりますが、当日、現地確認後に役員会を開催します。対象は会長、会長代理、各専門委員会の委員長と副委員長となります。こちらの新役員の予定ですが、本日役員が決まったところで、急な予定となっていますので、ご都合のつく方で対応を行っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

8月29日の農業委員会研修、制度の研修ですが、1時間半程度の研修を予定しています。農業委員会制度、農地法、農地法関連法令の基礎研修で、

継続委員の方には3月の総会でお配りした3冊のテキストの内容になります。新任の委員の方には、研修会当日にテキストをお配りします。継続委員の方でも参加できますので、参加希望される方はテキストをお持ちください。

説明は以上になります。

議長

ありがとうございました。

それでは、皆さんのほうで何かただいまの説明に対して質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

月末の懇親会ですけれども、市長と議長と委員長さんがお見えになります。前段でも申し上げたとおり、ぜひまた都合をつけて多くの方が参加していただきたいと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

これは当面の日程でありますので、お願いしたいと思います。

ただいまの本件については、説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、令和6年度農業委員会事務局並びに農政担当課の職員体制について、事務局から説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

25ページになります。

令和6年度から農業委員会事務局及び農政担当の職員体制についてです。

こちらは26ページ以降に農業委員会事務局、28ページ以降に農政課、33ページ以降に耕地課、農業農政に関する担当課についての事務分担表になっております。分からないこと、相談したいことがあった際にご活用いただきたいと思います。

以上です。

議長

ただいまの事務局の説明に対しまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

以上で報告は終了しました。

続きまして、その他に入ります。

初めに、公務災害補償制度への加入について、事務局から説明をお願いい

たします。

小笠原補佐。

小笠原局長補佐

それでは、資料の３８ページをご覧ください。

公務災害補償制度への加入についてお願いいたします。

農業委員及び推進委員が公務に従事している際、不慮の事故によって死亡または入院、通院した場合などに保険金が支払われる公務災害補償制度に今年度も加入するものでございます。

保険期間は令和６年１０月１日から１年間で、加入する型はＢ型、保険料は１人１，５００円となります。補償の内容は、表に記載のとおりで、農業委員会単位で団体加入しまして、９月の委員報酬から保険料１，５００円差し引かせていただきます。

なお、新しく委員となられた方の本日から１０月１日、１６時までの間の保険につきましては、退任された委員の被保険者資格が引き継がれることになっております。

保険の詳細につきましては、次のページ以降、パンフレットの写しを添付しましたので、またご覧いただきまして、万が一活動中に事故等発生した場合には、農業委員会事務局へ速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

説明は以上になります。

議 長

このことについて委員の皆さん何か。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

じゃ、そういうことでお願いします。

続きまして、弔慰見舞金の積立てについてを事務局からお願いいたします。

小笠原補佐。

小笠原局長補佐

続いて、資料４３ページ、４４ページをご覧ください。

弔慰見舞金の積立てについてお願いいたします。

松本市農業委員会では、４４ページに記載のとおり、弔慰見舞規程を定めております。その運用に当たりまして、弔慰見舞金を積み立てていただくものでございます。

集金方法等につきましては、委員お１人当たり１，０００円、９月の委員報酬から差し引かせていただきまして、それを運用していく中で、残高が少なくなってきたところで、その都度委員報酬から差し引かせていただきたいと思います。

弔慰見舞規程の別表１に記載の事柄、委員の皆さんが病気で１週間以上の入院などがあった場合には、事務局へお知らせいただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。

議長 この件に対しまして質疑等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
じゃ、こういうことでお願いします。
続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。
小笠原補佐。

小笠原局長補佐 それでは、本日の配付物について、お手元にお配りしました配付物一覧表をご覧ください。

新任委員の皆さんは、委員バッジなど机に置いたものと、一式袋に入れて椅子の上に置かせていただいたものがありますので、確認をお願いいたします。

まず、全員にお配りしました農業委員会業務必携、こちらの冊子になります。委員の皆さんが業務の推進に必要な情報が記載されておりますので、またお時間のあるときにご覧いただいて、活動に生かしていただければと思います。

続いて、以下は新任委員さんのみのものになりますが、委員バッジ、帽子、腕章、農地パトロール用マグネット板です。こちらは農地パトロールなど、農地に立ち入る際にご活用いただければと思います。

次に、先ほどもお話がありましたが、農業委員会活動記録セット、こちらの緑の冊子と、机の上に置かせていただきましたホチキス留めをしたもので活動距離記録簿1枚、それから活動記録簿3枚、それからカラーで印刷した活動記録簿の記載例をお配りしました。

活動記録簿については、先ほど草田係長からご説明したことになりますが、新任委員の皆さんは、8月の活動はなかなか難しいところもあるかと思いますが、活動していただいたことについては記載をしていただきまして、8月29日の定例総会にお持ちいただくか、9月5日までに事務局へ提出をお願いいたします。

ホチキス留めした一番上の様式で活動距離記録簿、こちらにつきましては、地区内での農地パトロールなど委員活動にかかったガソリン代については、4キロ以上の場合に報酬と併せて費用弁償として支給しますので、活動した距離については、こちらの用紙に記入をお願いします。こちらは1枚で1か月分の記録をお願いいたします。

この活動した距離の報告は、今後もタブレットに入力ではなくて、紙で提出していただくものになりまして、毎月、事前に総会資料を郵送する際に一緒に翌月の日付の入った用紙をお送りしますので、そちらに記録していただいて、毎月月末の定例総会にお持ちいただくか、翌月の5日までに事務局へ提出をお願いいたします。

継続委員の皆さんも、距離の記録簿については、引き続き紙での提出をお願いいたします。

次に、個人番号提供者提出について、これは新任委員さんのうち、現在、松本市に登録のない方をお願いするものですが、机の上にこのようにクリアファイルが入った通知と封筒一式を置いてある方は、こちらは8月29日の定例総会時に事務局へ提出をお願いします。

最後になりますが、農業委員、推進委員担当区域設定報告書について、こちらも先ほど草田係長からご説明しましたが、こちらも8月29日の総会時に提出をお願いします。

私からは以上です。

議 長 草田係長。

草田係長 今日、顔写真まだ撮影されてない方は、この後撮影をしてからお帰りください。

また、お車でお越しの方は、駐車券の無料処理、出口のほうにございますので、そちらで執行してからお帰りいただきたいと思います。

以上です。

議 長 はい。小林委員

小林農業委員 すみません、岡田の小林ですけれども、このバッジは、これ、総会の際につければいいんですかね。それとも、地区を回るときにもどこかへつけて行かなくちゃいけないのか、お聞きします。

議 長 どうですか。草田係長。

草田係長 総会の際に、農業委員として活動するときにつけていただくものだと思いますが、ただ、何か作業をするときに付けると失くすこともあると思いますので、その辺はそのときの状況の判断になるかと思います。

必ずつけないといけないというわけではないですが、活動するときにはつけていただくといいかなとは思っています。

議 長 よろしいですか。
そういったことで、自分である程度判断してください。

小林農業委員 それで、そういうことですね。
辞めたときもらえるだ、これ。

小笠原局長補佐 返さなくてもいいです。

小林農業委員 悪用されるおそれはないの。

議 長 　　そういう懸念もあると思いますが、扱いは慎重にお願いします。
ほか。
お願いします。

議長　ほかに委員の皆様で何かこの際ということございましたら、順にいろいろ出てくると思いますので。

　　はい。

[質問、意見なし]

議長　よろしいですか。
以上で本日用意した案件は全て終わりました。
議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 1 番 _____

議事録署名人 2 番